

ワールドマーケット戦略的開拓事業業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

ワールドマーケット戦略的開拓事業業務

2 事業の趣旨

県産農林水産物等の輸出については、輸出額の半分を占める最大の輸出国である米国における更なる販路拡大を図りつつ、EUや香港、台湾等における販路拡大、インドや中東など新たな国・地域への販路開拓など輸出先の多角化を図る必要がある。

県産品の新たな販路開拓先として期待される国・地域において、各国・地域の市場特性やニーズを踏まえた販路開拓・拡大を戦略的に推進するため、調査会社や輸出商社等と連携し、現地での新たな商流の開拓や継続的な輸出に繋がる仕組みづくりを推進する。

3 事業内容

(1) 業務内容

以下の内容を標準とし、単年度事業にとどまらず、現地での商品定番化や新規商流・流通ルートの開拓、継続した輸出につながる仕組みづくり等を行う。

※ 輸出商社等が県内事業者と連携し、以下の取組を行うことを想定

輸出可能な県産品の掘り起こし及び新規販路開拓

- (例)
- ・ ターゲット地域のニーズ把握 販路開拓先のリサーチ
 - ・ ターゲット地域への営業活動
 - ・ ターゲット地域からのバイヤー招聘
 - ・ 新規販送ルート構築のためのトライアル輸送
 - ・ 有力な連携先との関係構築

(2) ターゲット地域

以下のターゲット国・地域のうち、どちらかを対象とした事業とすること。

ア 米国東部・中南部（西部以外の地域）

イ インド、中東地域

(3) 事業対象品目：鹿児島県産品全般

※ 鹿児島県内で生産・製造された農林水産物（食品に限る）、加工食品及び工芸品等であること。

4 成果物（事業報告書等）の提出

事業内容の実施概要及び成果がわかる事業報告書を作成し、事業終了後、すみやかに提出すること（データ含む。）

また、県で報告会を実施する場合、協力するものとする。

5 履行期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

6 その他留意事項

- (1) 本事業を実施するに当たり、成果（目標）数値（例：輸出額、取扱アイテム数、商談・契約数など）の設定を行うこと。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- (3) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と委託者が協議のうえ、決定すること。
- (4) 委託で得られた成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、委託者に帰属する。また、受託者は成果品につき、著作者人格権を使用しない。
- (5) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。
- (6) 提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではなく、内容及び金額については、双方が調整すること。
- (7) 受託者が本業務によって委託者または第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任に任すること。